



障がい福祉サービス

利用の手引き

(令和6年10月版)

目 次

項目			ページ
	障がい福祉サービスのしくみ	魔がい福祉サービスについて ご説的します	P.2
介機(以ば)(支援)	サービスの種類	ずりまた。 受けられる支援は?	P.3
	^{そうだん} 相談する	まずはご相談ください	P.8
in i	りょう なが 利用の流れ	サービス利用の手順こちら	P.9
(¥)	りょうしゃふたん 利用者負担	サービス料金について	P.13
	さいじょうし ちいきせいかつしえんじぎょう 西条市の地域生活支援事業	西条市が独自に行うサービ スについて	P.15

※ 西条市では平成 28 年度から「障がい」という表記を導入しています。 ただし、法令の名称や用語、また、機関や団体などの固有名詞などが「障害」を用いている場合は、そのまま漢字表記にしています。

《障がい福祉サービスのしくみ》

障がい福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活 支援事業」の 2 つに分けられます。また、障がいのある児童等に 対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

さいじょうし西条市

かいごきゅうふ **介護給付**

障がいの程度が一定以上

では、にちじょうせいかつ りょうよう
の人に、日常生活や療養で
のみは、かいこ おこな
必要な介護を行います。

- ●居宅介護
- ●短期入所
- ●生活介護 など

じりつしえんきゅうふ

これれとうきゅうふ 訓練等給付

自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を 身につける支援をします。

- によう **障がいのある人**
 - でどう **や児童**
- ●自立訓練
- ●就労継続支援
- ●共同生活援助 など



ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

西条市が地域の実情に合わせて さまざまな事業を行います。

●相談支援 ●意思疎通支援 ●移動支援 など

じどうふくしほう 児童福祉法によるサービス

しょう じどう りょういく ひつよう じどう たいしょう にちじょうせいかつ しゅうだん 障 がいのある児童や療育を必要とする児童を対象に、日常生活や集団せいかつ ひつよう くんれん おこな はったつ じりっ しえん 生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

●児童発達支援 ●放課後等デイサービス など



各サービスを提供する事業所の場所や名前は、「西条市障がい者福祉施設マップ」を ご確認ください。

ほうもんけい 訪問系サービス

じたく 自宅での暮らしや外出を支援する

サービス名	サービスの内容	がつよう しょうがい 必要な障害 しえんくぶん 支援区分
きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	首宅で、入浴、排せつ、食事などの手助け や、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、 通院するときに、つきそいもします。	1 以上
じゅうどほうもん 重度訪問 かいご 介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、首宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。	4 以上
どうこうえんご 同行援護	視覚障がいにより、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときに同行して必要な情報提供や移動の支援を行います。	なし
こうどうえんご 行動援護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの こうどう が難しい人に、危険を避けるために必要 な行動の手助けや、外出するときの移動を 支援します。	3以上
じゅうどしょうがいしゃ 重 度障害者 とうほうかつしえん 等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、 きょたくかいご おくまう しょう おくし 居宅介護など複数の障がい福祉サービスを 組み合わせて支援します。	6

にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス

ひるま かつどう しぇん 昼間の活動を支援する

サービス名	サービス の内容	必要	な障害
		支援	曼区分
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気に なったときや、心身の休息が必要になった ときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。	1	以上
せいかつか い ご 生活介護	常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、 「たからよく」は、 入浴、排せつ、食事などの手助けをします。 また、ものをつくり出す創作的・生産的活動	在宅 50歳 以上	※ 2以上
工冶기豉	も行います。 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづ 「たいちょう」 たいしょう しょっきゅうふ たいしょう になります。	在宅 50歳 未満	※ 3 以上
りょうようかいご 療養介護	病院などの施設において医療が必要で、	*:	5以上

※「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

施設系サービス

施設での生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な	2障害
		支援	区分
しせっにゅうしょ 施設入所	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助け	50 歳 以上	*3
しえん 支援	いる人に、人冶、排ビフ、良事などの手助けをします。	50 歳 未満	%4

※「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

くんれんけい しゅうろうけい 訓練系・就労系サービス

じりっ しゅうろう しぇん 自立や就労を支援する

めい	ないよう	必要な障害
サービス名	サービスの内容	
		支援区分
じりつくんれん 自立訓練	じりっ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよ	
	うに、一定期間、身体機能や生活能力を	なし
きのう せいかつくんれん (機能・生活訓練)	「向上させるための訓練をします。	
127211 - 2	いっぱんきぎょう はたら きぼう ひと 一般企業などで働くことを希望する人に、	
しゅうろういこう 就労移行 しぇん	いっていきかん ひつよう ちしき のうりょく こうじょう 一定期間、必要となる知識や能力を向上さ	なし
支援	せるための訓練をします。	
	いっぱんきぎょう 一般企業などで働くことが難しい人に、	
しゅうろうけいぞく 就労継続	支援を受けながら働く場所を提供し、必要	
しえん 支援	となる知識や能力を向上させるための	なし
(A型・B型)	がた。 訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用	
	契約を結ばない B型があります。	
	ー般就労へ移行した障がいのある人が、	
しゅうろうていちゃく 就労定着	就労にともなう環境の変化による生活面	なし
しえん 支援	の課題に対応できるように企業や自宅への	,60
~J/X	訪問、来所により必要な支援をします。	

きょじゅうし ぇ んけい 居住支援系サービス

す 住まいの場で生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害
		支援区分
きょうどうせいかつ 共 同生活 洗みじょ 援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には、介護サービスも行います。	なし
じりっせいかつ 自立生活 ^{えんじょ} 援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、 近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。	なし

地域相談支援サービス

ちいきせいかつ いこう けいぞく しぇん 地域生活への移行・継続を支援する

サービス名	サービスの内容
ちいきいこう 地域移行 しぇん 支援	障害者支援施設、児童福祉施設等を利用する 18歳以上 の人を対象に、地域移行支援計画を作成、相談による ふぁんかいしょうがいしゅつ どうこうしえん じゅうきょかくほ かんけいきかん 不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との 調整等を行います。
ちぃきていちゃく 地域定着 しぇん 支援	居宅において単身などで生活している人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

児童福祉サービス 1 子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
じどうはったつ 児童発達 しえん 支援	じどう たいしょう にちじょうせいかつ ひつよう どうさ ちしき 児童を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を しどう しゅうだんせいかつ ひつよう てきおうくんれん おこな 指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつ 児童発達 しえん 支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な児童 たいして、居宅を訪問して発達支援をします。

児童福祉サービス 2 子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
いりょうがたじどう 医療型児童 はったつしえん 発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・ 下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
ほいくしょとう 保育所等 ほうもんしえん 訪問支援	保育所などに通う児童を対象に、施設を訪問し、集団 生活への適応のために専門的な支援などを行います。
まうかごとう 放課後等	しゅうがくちゅう じどうとう たいしょう ほうかご なつやす 就学中の児童等を対象にして、放課後や夏休みなどの ちょうききゅうかちゅう せいかつのうりょくこうじょう くんれん ちいきしゃかい 長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、地域社会と
デイサービス	の交流促進などを行います。
ふくしがた 福祉型・ いりょうがた 医療型 しょうがいじにゅうしょ 障害児入所	障がいのある児童が施設に入所し保護され、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を受けます。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。

神 談 からはじめる

専門の職員なども協力しながら、その人にふさわしい支援を 行っていきます。まずはご相談ください。

障がいに関する色々な相談

世界では、 西条市による そうだんしえんじぎょう 相談支援事業

- ◆障がいのある人などからの相談(障害者相談支援)
- ・対象者への助言や支援
- ・権利擁護のために必要な援助や専門機関の紹介など いたくそうだんしえんじぎょうしょ れんらくさき 【委託相談支援事業所の連絡先】※詳しくはこの本の裏面参照
- ●西条市社会福祉協議会 TEL:0898-64-2600
- ●星の菫 TEL:0897-52-5201

福祉サービス(ヘルパー等)の利用相談

たんとう そうだんしぇんせんもんいん ばぁぃ 担当の相談支援専門員がいる場合

計画相談支援

していとくていそうだんしぇんじぎょうしゃ 『指定特定相談支援事業者』

- ★サービスを利用するため の計画書を作る
- ・サービスの頻度、場所や事業所の調整
- *生いかつぜんぱん かだい ・生活全般の課題、サービス りょう もくひょう せいり 利用の目標の整理

障害児支援利用援助

しょうがいじそうだんしぇ んじぎょうしゃ 『障害児相談支援事業者』

- ★ サービスを利用するための 計画書を作る
- ・サービスの頻度、場所や 事業所の調整
- ・家族の意向や生活課題、 サービス利用の目標の整理

たんとう そうだんしえんせんもんいん 担当の相談支援専門員がいない場合は、上の図の西条市又は委託相談支援事 業者へご相談ください。



サービスを利用 するまでの**流** れ

ゕなら ぃ ぜん そうだん ひつよう **必ず<u>事前</u>のご相談が必要になります。**

(1)申請

しゃくしょまどぐち 市役所窓口にて利用申請していただきます。

【サービスを利用できる方】

<u>ア 身体障がい者</u> <u>イ 知的障がい者</u>

りないしょうがいしゃてちょう

①猿育手帳 ②その他障がいが確認される方

ウ 精神障がい者

- ①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証(精神通院)
- ④医師診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 を記載するなど精神障害者であることが確認できる内容) など

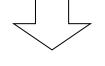
工難病対象者

対象の難病にかかっていることが分かる通知等

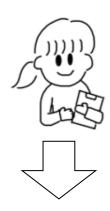
オ障がい児など

- ①障がい者手帳 ②特別児童扶養手当等の対象児童
- ③医師意見書や保健センター意見書などから、

がまういく 療育を受けることが望ましいとわかる児童



(2)聞き取り調査

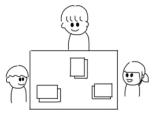


西条市の調査員が、サービスの利用を希望する 「大い」という。 本人や家族に対して、障がいや生活状況などに ついてお話を何います。

調査名	対象	目安時間
認定調査	18 歳以上	約 45 分
児童通所調査	18 歳未満	約15分

※ その他、利用するサービスによって調査は異なります。

(3)審査・判定 ※ 18議以上で対象のサービスを利用する場合のみ



(2)の認定調査結果や医師の意見書などをもとに、 しょうがいしえんくぶん くぶん (区分)」が決められます。

区分を決定する会で審査され、決定されるまでに 1 か月から 2 か月程かかります。



くぶん 【**区分はなぜ必 要なの?**】

くぶん しょう とくせい しんしん 区分とは、障 がいの特 性や心 身の じょうたい ぁ ひつよう しえん 状 態 に合わせて必 要とされる支援 ど ぁ しめ くぶん の度合いを示すもので、区分1~6 までっ くぶん ぬやす に分けられます。この区分を目安にして、りょう ないよう りょう 利用できるサービスの内容や量 など き か決まります。



少 必要とされる支援の度合い

(4)利用計画案(プラン)の作成依頼



西条市が仲介し、申請者の相談に乗る専門の は代は、そうだいしえんじぎょうしまの相談支援専門員)が担当 につきます。サービスの利用を希望する人の意見 をきき、状況に合わせたプランを作成します。



依頼した相談支援事業所

()

(5)支給決定



(1)~(4)の資料を参考に西条市がサービスの量や (1))もかん けってい しきゅうけってい 期間を決定(支給決定)します。

市役所に資料が揃うまで、1~2か月ほどかかる場合 もあります。

支給決定されると「福祉サービス受給者証(水色の 受給者証)」が交付されます。

【福祉サービス受給者証(水色の受給者証)ってなに?】

障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が 記載されたものです。サービスを利用するときに、 サービス提供事業者に提示します。有効期間が 過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請する ときなどにも必要なので、大切にしてください。



※デザインは予告なく変わります。



(6)事業者との利用契約

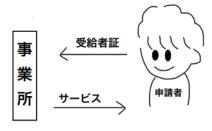


申請者は、実際にサービスを利用するサービス ないきょうじぎょうしゃ えら 提供事業者を選んで利用契約をします。

じぎょうしょ さいじょうししょう しゃふくししせっ さんしょう (事業所は「西条市障がい者福祉施設マップ」を参照)



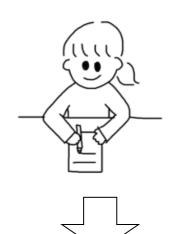
(7)サービスの利用開始



申請者は、「福祉サービス受給者証」を利用先の事業所に提示しサービスを受けます。



(8)モニタリング



(9)更新



「福祉サービス受給者証」にはサービスを利用できる期間が記載されています。その期間を超えて、サービス利用することを希望される場合は、持っている受給者証をもって市役所へ更新申請に来て下さい。



サービスの利用**負担額**

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは市が ^{3 たん} 負担します。利用者負担の割合は、<u>原則1割</u>です。

りょうしゃふたんがく 利用者負担額には上限があります

育ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が 決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上 の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうの負担額になります。

いまとく はんてい せたい はんい 所得を判定するときの世帯の範囲

■18歳以上の障がいのある人

しょう しゃほんにん はいぐうしゃ 障がい者本人とその配偶者

■障がいのある児童

ばんそくほごしゃ 原則保護者の属する住民基本台帳での世帯

次のページで金額をご紹介します。

【障がいのある人の利用者負担】

<ぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゅきゅうせ たい 生活保護受給世帯	0党
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	0党
いっぱん 一般1	しちょうそんみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) *入所施設利用者(20歳以上)および グループホーム利用者を除く	9, 300円
いっぱん 一般2	じょうきいがい 上記以外	37, 200 ^{託允}

^{*} 入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者は、市町村民税 課税世帯の場合「一般2」になります。

じどう りょうしゃふたん 【児童の利用者負担】

<ぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつほ ご じゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0荒
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひかぜいせたい 市町村民税非課税世帯	0鬥
いっぱん 一点2 1	しちょうそんみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
กาぱん 一般2	じょうき いがい 上 記以外	37, 200円



さいじょうし ちぃきせいかっしぇんじぎょう西条市の地域生活支援事業

西条市が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障 がい福祉サービスと組み合わせて利用できるものもあります。

サービス名	サービスの内容
^{そうだんしえん} 相談支援	障がいのある人や児童、その保護者などのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
せいねんこうけんせいどりょう 成年後見制度利用・ せいねんこうけんせいどほうじん 成年後見制度法人 こうけんしえん 後見支援	成年後見制度の利用を支援するとともに、 できせい こうけんぎょうむ にな 適正に後見業務を担うことのできる法人の かつどう しょん 仏 活動などを支援します。
い し そつうしぇん 意思疎通支援	聴覚の障がいのため意思疎通に支援が 聴覚のになる。 ひと しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ 必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを ばけん 派遣します。
にちじょうせいかつよう ぐきゅうふ 日常生活用具給付	障がいのある人に、福祉用具を給付することで、自立した生活を促します。
しゅわほうしいんようせいけんしゅう 手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な技術など を習得した人を養成し、聴覚障がいのある人 を支援します。
いどうしぇん 移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加 を助けるために、外出するときの移動の支援 をします。

	ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会
************************************	との交流を増やす活動などを行う場所とし
	て、障がいのある人の地域生活を支援します。
	首宅での入浴または障がい者施設への通所が
^{ほうもんにゅうよく} 訪問入浴サービス	こんなん ざいたく じゅうどしんたいしょう ひと 困難である在宅の重度身体障がいがある人
	(65歳未満)や児童に、入浴のときに必要な
	えんじょ おこな 援助を行います。
にっちゅういちじしぇん 日中一時支援	じょう じょう にっちゅう かつどう ば 障がいのある人や児童の日中の活動の場を
	提供し、障がいのある人や児童の家族の就労
	支援および障がいのある人や児童を日常的に
	かいご かぞく いちじてき きゅうそく かくほ 介護している家族の一時的な休息を確保しま
	す。
	にどう ほうかご ちょうききゅうか 障がいのある児童の放課後、長期休暇およ
タイムケアサービス	び休日における活動の場を提供します。

障がい福祉サービスに関するお問い合わせは、

お近くの委託相談支援事業所または西条市地域福祉課まで

〒799-1371

愛媛県西条市周布 606 番地 1

社会福祉法人

西条市社会福祉協議会

〒793-0010

愛媛県西条市飯岡 3471 番地 1

社会福祉法人

あおい会

西条市障害者

相談支援センター

相談支援センター

星の里

TEL 0898-64-2600

FAX 0898-64-3920

TEL 0897-52-5201 FAX 0897-52-5202

西条市役所 地域福祉課 障がい支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp

西部支所 市民福祉課

〒799-1371 愛媛県西条市周布 349 番地 1 TEL 0898-64-2700 FAX 0898-65-4363